明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	（募集事項の通知等を要しない場合） **第一条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第十五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第６号（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名	**別紙様式第６号**（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［略］

２　財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［略］

（損害保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下７において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［同左］

２　［同左］

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［同左］

（損害保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［略］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［略］

（損害保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［同左］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［同左］

（損害保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［略］

［３～９　略］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［同左］

［３～９　同左］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　同左］

⑳　ストック・オプションに関する事項（財務諸表等規則第226条及び第227条の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(17)　略］

(18)　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

(19)　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［(20)～(22)　略］

［２～５　略］

［第３・第４　略］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　財務諸表等規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

⑳　ストック・オプションに関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の８及び第５条の９の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)～(17)　同左］

(18)　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

(19)　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［(20)～(22)　同左］

［２～５　同左］

［第３・第４　同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　略］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［略］

２　財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　同左］

別紙様式第６号の２（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下７において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［同左］

２　［同左］

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

4　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5　［略］

(損害保険会社)

［表略］

(記載上の注意)

［１～５　略］

6　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

7　［略］

［企業集団の状況について記載する場合］

(生命保険会社の企業集団)

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

(記載上の注意)

［１～４　略］

5　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

4　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

5　［同左］

(損害保険会社)

［同左］

(記載上の注意)

［１～５　同左］

6　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

7　［同左］

［企業集団の状況について記載する場合］

(生命保険会社の企業集団)

イ　［同左］

［同左］

(記載上の注意)

［１～４　同左］

5　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［略］

（損害保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［略］

［３～９　略］

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［同左］

（損害保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［同左］

［３～９　同左］

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［表略］

（損害保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　略］

⑳　ストック・オプションに関する事項（財務諸表等規則第226条及び第227条の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　略］

［２～５　略］

（生命保険相互会社）

［表略］

（損害保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑰　略］

⑱　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

第２

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（生命保険株式会社）

［同左］

（損害保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑲　同左］

⑳　ストック・オプションに関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の８及び第５条の９の規定に準じて記載すること。）

㉑　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

㉒　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［㉓～㉕　同左］

［２～５　同左］

（生命保険相互会社）

［同左］

（損害保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑰　同左］

⑱　企業結合に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３・第４　略］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　財務諸表等規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　略］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３・第４　同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　同左］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連

間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６　中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［⑴・⑵　略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　略］

⑯　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）

⑰　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）

⑱　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）

［⑲・⑳　略］

［３～７　略］

［⑶・⑷　略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑿　略］

結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６　中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表

［⑴・⑵　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　同左］

⑯　ストック・オプションに関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）第17条の２及び第17条の３の規定に準じて記載すること。）

⑰　企業結合に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の３の規定に準じて記載すること。）

⑱　事業分離に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12の規定に準じて記載すること。）

［⑲・⑳　同左］

［３～７　同左］

［⑶・⑷　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑿　同左］

⒀　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）
⒁　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）
⒂　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）
［⒃・⒄　略］
［３～７　略］
［３・４　略］
５　中間連結株主資本等変動計算書
［表略］
（記載上の注意）
［１～５　略］
６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［略］
第３　［略］
別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表者取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

［第１～第13　略］
（記載上の注意）
［１～６　略］

⒀　ストック・オプションに関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の２及び第17条の３の規定に準じて記載すること。）
⒁　企業結合に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の３の規定に準じて記載すること。）
⒂　事業分離に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12の規定に準じて記載すること。）
［⒃・⒄　同左］
［３～７　同左］
［３・４　同左］
５　［同左］
［同左］
（記載上の注意）
［１～５　同左］
６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。
７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
６　［同左］
第３　［同左］
別紙様式第７号（第17条の５、第25条の２及び第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表者取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

［第１～第13　同左］
（記載上の注意）
［１～６　同左］

第１

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告書

１　保険会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

［１～４　略］

⑵　財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

６　［略］

（損害保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

第１

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告書

１　［同左］

⑴　［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

⑵　［同左］

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

６　［同左］

（損害保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［略］

（損害保険会社の企業集団）

［略］

［(3)～(10)　略］

［２～12　略］

［第２～第13　略］

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における保険業の中間事業報告書

１　［略］

２　日本における財産及び損益の状況の推移

（外国生命保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

（損害保険会社の企業集団）

［同左］

［(3)～(10)　同左］

［２～12　同左］

［第２～第13　同左］

別紙様式第11号（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１

年度中（　年　月　日から
　年　月　日まで）日本における保険業の中間事業報告書

１　［同左］

２　［同左］

（外国生命保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［３～５　略］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　略］

⑱　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［３～５　同左］

第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　同左］

⑱　企業結合に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第11号の２（第143条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
日本における代表者　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間事業報告書

１　［略］

２　日本における財産及び損益の状況の推移

（外国生命保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１・２　略］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

［３～５　略］

第２　　年度中（　年　月　現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［表略］

（外国損害保険会社等）

［表略］

年　月　日から　年　月　日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第５　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）日本における保険業の中間業務報告書

１　［同左］

２　［同左］

（外国生命保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１・２　同左］

３　期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

［３～５　同左］

第２　　年度中（　年　月　現在）の日本における保険業の中間貸借対照表

（外国生命保険会社等）

［同左］

（外国損害保険会社等）

［同左］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　略］

⑱　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　同左］

⑱　企業結合に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［⑴・⑵　略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　略］

⑯　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）

⑰　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）

⑱　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）

［⑲・⑳　略］

［３～７　略］

［３・４　略］

５　中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第１

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業概況書

［１～５　同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［⑴・⑵　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　同左］

⑯　ストック・オプションに関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）第17条の２及び第17条の３の規定に準じて記載すること。）

⑰　企業結合に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第42条及び第62条の３の規定に準じて記載すること。）

⑱　事業分離に関する事項（中間連結財務諸表規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12の規定に準じて記載すること。）

［⑲・⑳　同左］

［３～７　同左］

［３・４　同左］

５　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第３　［略］

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　略］

（記載上の注意）

［１～７　略］

８　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　中間事業報告書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［略］

２　財産及び損益の状況の推移

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

［５・６　略］

第３　［同左］

別紙様式第16号の18（第211条の36第２項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第７　同左］

（記載上の注意）

［１～７　同左］

８　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下８において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあっては、この様式中、「第２　中間貸借対照表」、「第３　中間損益計算書」、「第４　中間キャッシュ・フロー計算書」、「第５　中間株主資本等変動計算書」、「第６　中間基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［同左］

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間事業報告書

１　［同左］

２　［同左］

〔少額短期保険業者の状況について記載する場合〕

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

［５・６　同左］

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　少額短期保険業者の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４おいて同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

［５・６　略］

［３～９　略］

第２　中間貸借対照表

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４おいて同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

［５・６　同左］

［３～９　同左］

第２　［同左］

年度中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　略］

［２～５　略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑭　略］

［２～５　略］

［第３～第４　略］

第５　中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　財務諸表等規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　略］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑮　同左］

［２～５　同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑭　同左］

［２～５　同左］

［第３～第４　同左］

第５　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　同左］

別紙様式第16号の19（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　中間連結貸借対照表

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⒀　略］

［２～５　略］

⑵　少額短期保険相互会社及びその子会社等

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険業者にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」、「第２の６中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度中（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

⑴　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⒀　同左］

［２～５　同左］

⑵　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑽　略］

［２～４　略］

［３・４　略］

５　中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［略］

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑽　同左］

［２～４　同左］

［３・４　同左］

５　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

６　［同左］

別紙様式第16号の24（第211条の81第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である少額短期保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である少額短期保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び

書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第１　［略］ 第２　中間連結財務諸表 １　［略］ ２　中間連結貸借対照表 年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表 ［(1)・(2)　略］ （記載上の注意） １　［略］ ２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)～(16)　略］ ［３～８　略］ ［３・４　略］ ５　中間連結株主資本等変動計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ６　連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。	中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 第１　［同左］ 第２　［同左］ １　［同左］ ２　［同左］ 年度中（　　年　　月　　日現在）中間連結貸借対照表 ［(1)・(2)　同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ２　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［(4)～(16)　同左］ ［３～８　同左］ ［３・４　同左］ ５　［同左］ ［同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第六章　略］ 第七章　雑則（第二十一条―第二十四条） 附則 （定義） **第二条**　［略］ ［2～4　略］ 5　この府令において「第一種中間連結財務諸表提出会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号の二に規定する第一種中間連結財務諸表提出会社をいう。 6　この府令において「第二種中間連結財務諸表提出会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号の三に規定する第二種中間連結財務諸表提出会社をいう。 （財務諸表等規則の準用） **第十一条**　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第二章の規定の定めるところによる。 （財務諸表等規則の準用） **第十七条**　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第三章の規定の定めるところによる。 （株主資本等変動計算書の記載方法） **第十八条**　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第四章の規定の定めるところによる。 （キャッシュ・フロー計算書の記載方法） **第十九条**　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第五章の規定の定めるところによる。 （附属明細表の記載方法） **第二十条**　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第六章の規定の定めるところによる。 ［条を削る。］	目次 ［第一章～第六章　同上］ 第七章　雑則（第二十一条―第二十六条） 附則 （定義） **第二条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　この府令において、「四半期連結財務諸表提出会社」とは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する四半期連結財務諸表提出会社をいう。 6　この府令において、「中間連結財務諸表提出会社」とは、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する中間連結財務諸表提出会社をいう。 （財務諸表等規則の準用） **第十一条**　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二章の規定の定めるところによる。 （財務諸表等規則の準用） **第十七条**　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第三章の規定の定めるところによる。 （株主資本等変動計算書の記載方法） **第十八条**　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第四章の規定の定めるところによる。 （キャッシュ・フロー計算書の記載方法） **第十九条**　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第五章の規定の定めるところによる。 （附属明細表の記載方法） **第二十条**　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第六章の規定の定めるところによる。 （四半期貸借対照表等の記載方法） **第二十一条**　特定金融会社等が四半期貸借対照表及び四半期損益計算書（第二十六条において「四半期貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 2　特定金融会社等の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。第二十四条第三項において同じ。）に係る四半期貸借対照表に記載される貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、その旨及びその金額を注記しなければならない。 3　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）第二十三条の規定は、前項の場合について準用する。

（中間貸借対照表等の記載方法）

第二十一条　特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（第二十四条において「中間貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　［略］

３　財務諸表等規則第百五十三条又は第二百四十三条の規定は、前項の場合について準用する。

（連結貸借対照表等の記載方法）

第二十二条　企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社（連結財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。次条第一項において同じ。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。次条第二項において同じ。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

［条を削る。］

（中間連結貸借対照表等の記載方法）

第二十三条　企業集団（第一種中間連結財務諸表提出会社又は第二種中間連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（次条において「中間連結貸借対照表等」という。）を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

（中間貸借対照表等の記載方法）

第二十一条　特定金融会社等が中間貸借対照表及び中間損益計算書（第二十六条において「中間貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　［同上］

３　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）第七条の規定は、前項の場合について準用する。

（連結貸借対照表等の記載方法）

第二十三条　企業集団（連結財務諸表提出会社及びその子会社（連結財務諸表規則第二条第三号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

（四半期連結貸借対照表等の記載方法）

第二十四条　企業集団（四半期連結財務諸表提出会社及びその子会社（四半期連結財務諸表規則第二条第六号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を四半期連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書（第二十六条において「四半期連結貸借対照表等」という。）を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（四半期連結財務諸表規則第二条第七号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

３　特定金融会社等の第二・四半期終了の日における貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、第二・四半期に係る四半期連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなければならない。

４　四半期連結財務諸表規則第二十八条の規定は、前項の場合について準用する。

（中間連結貸借対照表等の記載方法）

第二十五条　企業集団（中間連結財務諸表提出会社及びその子会社（中間連結財務諸表規則第二条第二号に規定する子会社をいう。）をいう。）の主たる事業が、特定金融業である場合（次項に規定する場合を除く。）において、その資産及び負債並びに収益及び費用を中間連結財務諸表規則の規定により記載することが適当でないと認められるときは、第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

２　特定金融会社等が中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書を作成する場合は、当該特定金融会社等及びその連結子会社（中間連結財務諸表規則第二条第三号に規定する連結子会社をいう。）の資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。

３　特定金融会社等が連結財務諸表規則第一条第一項第二号に規定する中間連結貸借対照表を作成する場合において、当該特定金融会社等の事業年度の開始の日から六月を経過する日における貸付金について第九条第一項各号に該当するものがあるときは、当該中間連結貸借対照表にその旨及びその金額を注記しなければならない。

４　連結財務諸表規則第百二十二条の規定は、前項の場合について準用する。

（財務諸表等の提出）

第二十四条　特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）又は中間貸借対照表等若しくは中間連結貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表又は中間貸借対照表等若しくは中間連結貸借対照表等を提出しなければならない。

［項を加える。］

第二十六条　特定金融会社等は、法第十条の規定により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等の提出を求められた場合は、この府令の定めるところにより作成した財務諸表、四半期貸借対照表等若しくは四半期連結貸借対照表等又は中間貸借対照表等を提出しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　特定金融会社等の開示に関する内閣府令（平成十一年大蔵省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。 （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ ［号を削る。］ 六　［略］ （貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示） **第三条**　金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等（以下「届出書提出特定金融会社等」という。）のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。 ［一～五　略］	（趣旨） **第一条**　特定金融会社等は、金融商品取引法の規定により有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出するためこれらの書類を作成するときは、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号。以下「開示府令」という。）に定める事項のほか、この府令に定める事項をこの府令の定めるところにより記載しなければならない。 （定義） **第二条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　四半期報告書　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する四半期報告書をいう。 七　［同上］ （貸付金残高の内訳等の有価証券届出書における開示） **第三条**　金融商品取引法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定金融会社等（以下「届出書提出特定金融会社等」という。）のうち次の各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。 ［一～五　同上］

２　前項の規定により同項に規定する事項を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

六　開示府令第二号の六様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

七　開示府令第二号の七様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示）

第四条　金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　［略］

（貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示）

第五条　金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　前項の規定により同項に規定する事項を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

二　［略］

２　［同上］

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

［号を加える。］

（貸付金残高の内訳等の発行登録書における開示）

第四条　金融商品取引法第二十三条の三第一項の規定により発行登録書を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録書提出特定金融会社等」という。）のうち前条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　［同上］

（貸付金残高の内訳等の発行登録追補書類における開示）

第五条　金融商品取引法第二十三条の八第一項の規定により発行登録追補書類を提出しようとする特定金融会社等（以下「発行登録特定金融会社等」という。）のうち第三条第一項各号に掲げる事項を記載した有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書を提出していない者は、当該発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る同項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　［同上］

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

二　［同上］

（貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示）

第六条　［略］

２　前項の規定により同項に規定する事項を有価証券報告書に記載しようとする報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第三号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第三号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

三　開示府令第四号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

［条を削る。］

（貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示）

第七条　金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　前項の規定により同項に規定する事項を半期報告書に記載しようとする半期報告書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる半期報告書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第四号の三様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第五号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

三　開示府令第五号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　経営成績等の概要

（不良債権の状況の有価証券届出書における開示）

第八条　届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・

（貸付金残高の内訳等の有価証券報告書における開示）

第六条　［同上］

２　［同上］

一　開示府令第三号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第三号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

三　開示府令第四号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

（貸付金残高の内訳等の第二・四半期に係る四半期報告書における開示）

第七条　金融商品取引法第二十四条の四の七第一項の規定により四半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「四半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。以下同じ。）に係る四半期報告書に、第二・四半期終了の日における当該四半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　前項の規定により同項に規定する事項を第二・四半期に係る四半期報告書に記載しようとする四半期報告書提出特定金融会社等は、開示府令第四号の三様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の１　生産、受注及び販売の状況の箇所に記載しなければならない。

（貸付金残高の内訳等の半期報告書における開示）

第八条　金融商品取引法第二十四条の五第一項の規定により半期報告書を提出すべき特定金融会社等（以下「半期報告書提出特定金融会社等」という。）は、当該半期報告書に、当該半期報告書に係る事業年度の開始の日から六月を経過する日における当該半期報告書提出特定金融会社等に係る第三条第一項各号に掲げる事項を、当該各号に定める様式により記載しなければならない。

２　［同上］

［号を加える。］

一　開示府令第五号様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第五号の二様式　同様式の第一部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

（不良債権の状況の有価証券届出書における開示）

第九条　届出書提出特定金融会社等のうち特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府令・大蔵省令第三十二号。以下「会計府令」という。）第九条第一項の規定により同項各号に該当する貸付金（以下「不良債権」という。）に関する事項（以下「不良債権の状況」という。）を注記した財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・

フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であって金融商品取引法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）若しくは第二種中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書であって同表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書であって同表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれるものをいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

２　［略］

３　第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を有価証券届出書に記載しようとする届出書提出特定金融会社等は、次の各号に掲げる有価証券届出書の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

六　開示府令第二号の六様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

七　開示府令第二号の七様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（不良債権の状況の発行登録書における開示）

第九条　発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

［２・３　略］

フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）を記載した半期報告書を提出していない者は、有価証券届出書に、当該有価証券届出書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該届出書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

２　［同上］

３　［同上］

一　開示府令第二号様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

二　開示府令第二号の二様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

三　開示府令第二号の三様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

四　開示府令第二号の四様式　同様式の第二部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況

五　開示府令第二号の五様式　同様式の第三部　企業情報の第２　事業の状況の２　生産、受注及び販売の状況［号を加える。］

［号を加える。］

（不良債権の状況の発行登録書における開示）

第十条　発行登録書提出特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録書に、当該発行登録書の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録書提出特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

［２・３　同上］

（不良債権の状況の発行登録追補書類における開示）

第十条　発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書又は会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表若しくは会計府令第二十三条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第一種中間連結財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2　第八条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3　第一項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載しようとする発行登録特定金融会社等は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の様式の区分に応じ、当該各号に定める箇所に記載しなければならない。

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第４　その他の記載事項

二　［略］

別紙様式第１号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第２号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第３号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第４号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

別紙様式第５号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項関係）［略］

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十八条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（対象議決権保有届出書の記載事項等） **第三十七条**　［略］ ２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規	（対象議決権保有届出書の記載事項等） **第三十七条**　［同上］ ２　法第三十二条第一項の総株主等の議決権の数は、対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数とする。ただし、当該総株主等の議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（不良債権の状況の発行登録追補書類における開示）

第十一条　発行登録特定金融会社等のうち会計府令第九条第一項の規定により不良債権の状況を注記した財務諸表を記載した有価証券報告書、会計府令第二十一条第二項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期財務諸表若しくは会計府令第二十四条第三項の規定により不良債権の状況を注記した第二・四半期に係る四半期連結財務諸表を記載した四半期報告書又は会計府令第二十二条第二項の規定により不良債権の状況を注記した中間財務諸表を記載した半期報告書を提出していない者は、発行登録追補書類に、当該発行登録追補書類の提出日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度）の直前事業年度終了の日における当該発行登録特定金融会社等に係る不良債権の状況を記載しなければならない。

2　第九条第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する不良債権の状況を発行登録追補書類に記載する場合について準用する。

3　［同上］

一　開示府令第十二号様式　同様式の第一部　証券情報の第３　その他の記載事項

二　［同上］

別紙様式第１号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第２号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第３号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第４号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

別紙様式第５号（第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項、第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項関係）［同左］

定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（親会社等となる者）

第三十八条の三　令第十五条の十六の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（財務計算に関する書類の内容に影響を与えないものに係る場合におけるものを除く。）とする。

一　［略］

二　指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

三　修正国際基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

四　［略］

（禁止行為）

第百十七条　法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～二十四の五　略］

二十五　顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。）をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関、金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

［イ・ロ　略］

［号の細分を削る。］

［ハ～ヘ　［略］

ト　イからヘまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの

チ　［略］

［二十六～五十　略］

［2～56　略］

定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された総株主等の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主等の議決権の数）とすることができる。

（親会社等となる者）

第三十八条の三　［同上］

一　［同上］

二　指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上前号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

三　修正国際基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。以下同じ。）において、財務計算に関する書類の作成上第一号に掲げるものと同様に取り扱われているもの

四　［同上］

（禁止行為）

第百十七条　［同上］

［一～二十四の五　同上］

二十五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書

ニ～ト　［同上］

チ　イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの

リ　［同上］

［二十六～五十　同上］

［2～56　同上］

（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　［略］

2　法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第三号から第八号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

［二～四　略］

（届出日から起算して一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の三　令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載する書類とする。

2　親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この節において同じ。）が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　特定書類（令第十七条の二の三第一項に規定する特定書類をいう。第六号及び第四項において同じ。）の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　［略］

六　特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［略］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、令第十七条の二の三第一項ただし書の承認をするものとする。

（届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の七　［略］

（四半期経過後一月以内に記載することが困難である事項を記載する書類等）

第二百八条の十一　令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載する書類とする。

2　親会社が外国会社である特別金融商品取引業者は、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　特定書類（令第十七条の二の三第三項に規定する特定書類をいう。次号及び第四項において同じ。）の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　特定書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［略］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ。）経過後三月以内に特定書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する

（特定投資家向け有価証券取引契約等）

第百二十五条の六　［同上］

2　［同上］

一　特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

［二～四　同上］

（届出日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の三　令第十七条の二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、第二百八条の五第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　［同上］

六　令第十七条の二の三第一項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、届出日から起算して三月以内に令第十七条の二の三第一項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、同項ただし書の承認をするものとする。

（届出日以後親会社があることとなった日から起算して一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の七　［同上］

（四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等）

第二百八条の十一　令第十七条の二の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、前条第一項第二号に掲げる様式に定める事項を記載した書類とする。

2　［同上］

［一～三　同上］

四　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を受けようとする期間

五　令第十七条の二の三第三項に規定する書類の提出に関し当該承認を必要とする理由

3　［同上］

4　金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期（法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第二百八条の十四において同じ。）経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができないと認められるとき

四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該特定書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該特定書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

５　［略］

別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［略］

［１～５　略］

（注意事項）

［１～３　略］

４　最終親会社及びその子法人等の経理の状況

⑴　［略］

⑵　法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の有価証券報告書（法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

［⑶～⑸　略］

５　［略］

は、当該申請のあつた日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

５　［同上］

別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係）

（日本産業規格Ａ４）

親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日提出

商号
所在地
代表者の役職氏名

（注意事項）

［同左］

［１～５　同左］

（注意事項）

［１～３　同左］

４　［同左］

⑴　［同左］

⑵　法又は外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他これに準ずる者の規則を含む。以下この様式において同じ。）に基づいて、最終親会社の四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。）、有価証券報告書（法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。）その他これらに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されている場合には、最終親会社の四半期連結財務諸表又は連結財務諸表の記載に代えて、これらを記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

また、当該四半期が最終親会社の事業年度開始後三月を経過した日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間である場合において、法又は外国の法令に基づいて、最終親会社の半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。）その他これに類する最終親会社及びその子法人等の企業内容等に関する書類が公衆の縦覧に供されているときは、当該四半期における最終親会社の四半期連結財務諸表の記載に代えて、当該四半期を含む半期（事業年度開始の日から事業年度開始後六月を経過する日までの期間をいう。）における最終親会社の中間連結財務諸表を記載した当該企業内容等に関する書類を添付することができる。

［⑶～⑸　同左］

５　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所の提出書類） **第百十二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融商品取引所は、次に掲げる書類を理事会又は取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。 一　期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［略］ ［5～8　略］ （金融商品取引所持株会社の提出書類） **第百十三条**　［略］ ［2・3　略］ 4　金融商品取引所持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定に基づき、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。 一　期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［略］ 5　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所の提出書類） **第百十二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　期末及び中間期末（法第二十四条の四の七第一項に規定する上場会社等にあっては、各四半期末）における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［同上］ ［5～8　同上］ （金融商品取引所持株会社の提出書類） **第百十三条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　期末及び中間期末（法第二十四条の四の七第一項に規定する上場会社等にあっては、各四半期末）における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面 二　［同上］ 5　［同上］

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引所等へ提供する残高情報） **第十五条の三**　［略］ 2　［略］ 3　第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（金融商品取引所等へ提供する残高情報） **第十五条の三**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十五　略］ 十六　顧客に対して、有価証券に係る次に掲げる書類が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付（当該文書に記載すべき事項を第九十一条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号において同じ。）をしないで買付けの媒介又は取引所金融商品市場若しくは外国金融商品市場における当該有価証券の買付けに係る委託の媒介を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。 ［イ・ロ　略］ ［号の細分を削る。］ ハ～ヘ　［略］ ト　イからヘまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの チ　［略］ ［十七～二十六　略］ ［2・3　略］	（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　金融商品取引法第二十四条の四の七第六項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書 ニ～ト　［同上］ チ　イからトまでに掲げる書類の訂正に係る書類であって英語で記載されたもの リ　［同上］ ［十七～二十六　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる府令は、廃止する。

一　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

二　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

三　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）

四　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の廃止に伴う経過措置）

第三条　金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項若しくは第三項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による廃止前の同条各号に掲げる府令に定める財務計算に関する書類の用語、様式及び作成方法については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「旧金融商品取引法」という。）第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定により四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）を提出し、又は改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に四半期報告書を提出する者については、第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第十条第一項第一号、第十四条の十二第一項第一号並びに第十四条の十三第一項第一号及び第三号の規定並びに新開示府令第二号の二様式、第七号の三様式、第十一号様式から第十一号の二の二様式まで、第十二号様式、第十四号様式、第十四号の四様式及び第十五号様式は、施行日以後最初に有価証券報告書を提出した時から適用し、施行日以後最初に有価証券報告書を提出するまでは、なお従前の例による。

2　新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了した事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

3　第一項に規定する者については、前項に規定する様式（次項に規定するものを除く。）は、施行日以後最初に有価証券報告書（改正法附則第三条第二項の四半期が属する事業年度に係る同項の半期報告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した時から適用し、施行日以後最初に有価証券報告書を提出するまでは、なお従前の例による。

4　有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和五年十二月三十一日から令和六年三月三十日までの間に終了した事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、第二項の規定にかかわらず、当該最近事業年度の次の事業年度における中間会計期間終了後新開示府令第二号の四様式記載上の注意⑿ただし書に規定する提出期間を経過した時から、同様式及び新開示府令第二号の七様式を適用する。

5　有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和五年九月三十日から同年十二月三十日までの間に終了した事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書に係る第一項から第三項までの規定によりなお従前の例によることとされる第一条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この項において「旧開示府令」という。）の規定の適用については、旧開示府令第二号様式記載上の注意⑹ただし書ｃ及び第二号の四様式記載上の注意⑿ただし書ｃ中「当該次の連結会計年度におおける第２四半期連結会計期間」とあるのは「当該次の事業年度におおける第３四半期会計期間」と、旧開示府令第二号様式記載上の注意⑹ただし書ｃ、第二号の四様式記載上の注意⑿ただし書ｃ並びに第七号様式記載上の注意⑸ｂ(c)及び⑺ｂ(c)、第二号の二様式記載上の注意(2)ｄ(c)及びｅ(c)並びに第二号の四様式記載上の注意⑯ｂ(c)及び㉑ｂ(c)の規定は、適用しない。

6　新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式は、施行日以後に開始する事業年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する事業年度を含む。）に係る有価証券報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度（当該四半期が属する事業年度を除く。）に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

第五条　第十一条の規定による改正前の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第一項の四半期レビュー報告書に係る新開示府令第十九条第二項第九号の四の規定の適用については、なお従前の例による。

2　新開示府令第十九条第二項第十二号の二及び第十二号の三の規定は、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、適用しないことができる。

3　新開示府令第十九条第二項第十二号の二及び第十二号の三の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、適用しない。

4　新開示府令の規定が適用される場合における企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第八十一号）附則第二条及び第三条の規定の適用については、同令附則第二条第一項中「第十九条第二項第十二号の二、第十二号の三」とあるのは「第十九条第二項第十二号の四、第十二号の五」と、同条第二項中「第十九条第二項第十二号の三」とあるのは「第十九条第二項第十二号の五」と、同令附則第三条第五項及び第六項中「四半期報告書又は半期報告書」とあるのは「半期報告書」とする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式、第四号の二様式、第四号の三様式、第四号の四様式、第五号の二様式、第五号の四様式、第五号の五様式、第六号様式、第六号の二様式、第六号の五様式及び第六号の六様式は、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度に係る財務諸表が令和六年三月三十一日以後に終了する計算期間又は事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間又は最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了した計算期間又は事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第四条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式及び第六号様式の適用については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第五条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式の適用については、なお従前の例による。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第六条の規定による改正後の株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式の適用については、なお従前の例による。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、施行日以後に開始する事業年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する事業年度を含む。）に係る財務諸表について適用し、施行日前に開始した事業年度（当該四半期が属する事業年度を除く。）に係る財務諸表については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第十条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定は、施行日以後に開始する連結会計年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する連結会計年度を含む。）に係る連結財務諸表について適用し、施行日前に開始した連結会計年度（当該四半期が属する連結会計年度を除く。）に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第十一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の規定の適用については、なお従前の例による。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十三条の規定による改正後の信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十四条の規定による改正後の信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第十六条の規定による改正後の特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（次項において「新会計府令」という。）第十一条及び第十七条から第二十条までの規定は、施行日以後に開始する事業年度（改正法附則第三条第二項の四半期が属する事業年度を含む。）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について適用し、施行日前に開始した事業年度（当該四半期が属する事業年度を除く。）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表については、なお従前の例による。

２　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新会計府令第七章の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定金融会社等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　改正法附則第二条第一項若しくは第三条第一項又はこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第十七条の規定による改正後の特定金融会社等の開示に関する内閣府令の規定の適用については、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第十八条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第三十七条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第二条第一項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る第二十条の規定による改正後の有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第十五条の三第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第二十条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第３号（第48条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から 　年　月　日まで）半期報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 ［第１～第４　略］	**別紙様式第３号**（第48条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から 　年　月　日まで）半期報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 組合名 代表理事 組合長　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 ［第１～第４　同左］

（記載上の注意） ［１～３　略］ 第１　［略］ 第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）半期貸借対照表 ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） ［(4)～(10)　略］ ［２～４　略］ ［第３・第４　略］	（記載上の注意） ［１～３　同左］ 第１　［同左］ 第２　　年度中（　　年　　月　　日現在）半期貸借対照表 ［同左］ （記載上の注意） １　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） ［(4)～(10)　同左］ ［２～４　同左］ ［第３・第４　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を削る。

改正後	改正前
（別紙様式１） 第　期事業報告書（年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１～４　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　経理の状況 ［(1)・(2)　略］ (3)　株主資本等変動計算書 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第７号記載上の注意又は様式第７号の２記載上の注意に準じて記載すること。	（別紙様式１） 第　期事業報告書（年　月　日から 年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１～４　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ ３　［同左］ ［(1)・(2)　同左］ (3)　［同左］ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の様式に準じて作成すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(4)　［略］ ［削る。］	(4)　［同左］ (5)　事業報告書付属表 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。
4　［略］ （別紙様式２） 第　期中間決算状況表　（年　月　日から／年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１・２　略］ （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　経理の状況 営業考課表の対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。	4　［同左］ （別紙様式２） 第　期中間決算状況表　（年　月　日から／年　月　日まで） 年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名 ［１・２　同左］ （記載上の注意） ［１・２　同左］ ３　［同左］ (1)　比較貸借対照表 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）の様式により作成すること。 (2)　比較損益計算書 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の様式により作成すること。 (3)　営業考課表 対照勘定欄の保管有価証券等には、寄託有価証券の額を含めること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二十二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第百十三条の五**　令第十一条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第百十三条の五**　［同上］ 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。） 二　［略］ 2　［略］	出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。） 二　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令（昭和五十七年大蔵省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～4　略］ 5　商法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）第一条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第十三条、第四十五条、第二百四十七条及び第二百六十二条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を設けて記載することができる。ただし、この場合には、別の区分を設けて記載しなければならない理由を注記しなければならない。 ［6・7　略］	**附　則** ［1～4　同上］ 5　商法第二百八十七条ノ二に規定する引当金は、第十三条及び第四十五条の規定にかかわらず、当分の間、固定負債の次に別の区分を設けて記載することができる。ただし、この場合には、別の区分を設けて記載しなければならない理由を注記しなければならない。 ［6・7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第二十四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第五十条の四**　令第三条第二項第一号に規定する内閣府令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第五十条の四**　［同上］ 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、

用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。）

二　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十五条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 ［1・2　略］ 3　施行日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三百十六条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。 4　［略］ 5　第三項の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。 ［一・二　略］ 三　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一編及び第二編に準拠して作成する場合との主要な相違点 6　前三項の規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。	**附　則** ［1・2　同上］ 3　施行日以後最初に開始する連結会計年度に係る米国式連結財務諸表を法の規定により提出している連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条の規定の適用を受けるものを除く。）の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当分の間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。 4　［同上］ 5　［同上］ ［一・二　同上］ 三　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第七章及び第八章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点 ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十八条　連結財務諸表規則第三百十二条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則第三百十二条の規定による連結財務諸表を提出する場合又	**第十八条**　連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則第九十三条の規定による連結財務諸表を提出する場合又は米

は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法によることができる。

（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十七条　企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第九条**　［略］ ２　［略］ ３　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二、第八条の六、第十六条の二、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の三、第四十八条の二、第四十九条第一項第四号、第五十一条の二並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日（リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。以下同じ。）が平成二十年四月一日前に開始する事業年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 ［一～三　略］ ４　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の二、第八条の六、第十六条の二、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の三、第四十八条の二、第四十九条第一項第四号、第五十一条の二並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。 ５　前二項の規定は、第二種中間財務諸表提出会社が中間会計期間に係る第二種中間財務諸表について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百十二条、第二百二十条、第二百四十九条、第二百五十条第一項第三号及び第四号、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第四号並びに第二百六十五条第一項第三号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項第一号中「第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第九条**　［同上］ ２　［同上］ ３　平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日（リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。以下同じ。）が平成二十年四月一日前に開始する事業年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 ［一～三　同上］ ４　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の二（第八号から第十号までを除く。）、第八条の六、第十六条の三、第十七条第一項第四号及び第五号、第二十二条第八号、第二十三条第一項第八号及び第三項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第十二号、第二十八条第一項第十号及び第三項、第三十一条の四、第四十八条の三、第四十九条第一項第四号、第五十一条の三並びに第五十二条第一項第四号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。 ［項を加える。］

法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の二第八号及び第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）」とあるのは「第十一条の規定による改正前の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次号において「旧中間財務諸表等規則」という。）第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する第九条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧財務諸表等規則」という。）第八条の六第一項第一号（同条第二項、第三項及び第六項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）」と、同項第二号中「旧財務諸表等規則第八条の二第八号及び第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）」とあるのは「旧中間財務諸表等規則第四条第五号及び第五条の三（同条において準用する旧財務諸表等規則第八条の六第一項第二号（同条第四項の規定を適用する場合を含む。）の規定に限る。）」と、同項第三号中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と読み替えるものとする。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　［略］

２　［略］

３　平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十三条第五項、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

［一～三　略］

４　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十三条第五項、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

５　前二項の規定は、第二種中間連結財務諸表提出会社が中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表について連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第百九十七条第五項、第二百八条、第二百三十四条、第二百三十五条第一項第三号、第二百四十八条、第二百五十条第一項第三号及び第二百五十一条第一項第三号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第三項第一号中「第十条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この号及び次号において「旧連結財務諸表規則」という。）第十三条第五項第五号及び第十五条の三」とあるのは「第十二条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次号において「旧中間連結財務諸表規則」という。）第十条第五項第五号及び第十五条」と、同項第二号中「旧連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

［一～三　同上］

４　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　［同上］

２　［同上］

３　平成二十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合において、所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース取引開始日が平成二十年四月一日前に開始する連結会計年度に属するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

［一～三　同上］

４　前項の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十三条第五項（第五号及び第六号を除く。）、第十五条の三、第二十二条、第二十三条第一項第三号、第二十六条第一項第四号及び第三項、第二十八条第一項第二号及び第三項、第三十六条、第三十七条第一項第三号並びに第三十八条第一項第三号の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同項中「平成二十年四月一日」とあるのは、「平成十九年四月一日」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

項第五号及び第十五条の三」とあるのは「旧中間連結財務諸表規則第十条第五項第五号及び第十五条」と、同項第三号中「税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額」とあるのは「税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十八条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第二種中間財務諸表を作成する場合において、前項の負ののれんの償却額については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を同令様式第二十一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十三号に定めるところに準じて注記しなければならない。 （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［略］ ［２・３　略］ ４　第二種中間連結財務諸表を作成する場合において、前項の負ののれんの償却額については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を同令様式第十八号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を同令様式第二十号に定めるところに準じて注記しなければならない。	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ （連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二十九条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［略］ ［２～４　略］ ５　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、当分の間、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の六の二第一項第三号（同令第二百二十一条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の記載を省略することができる。	**附　則** （財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［同上］ ［２～４　同上］ ５　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の適用を受ける信託財産について作成すべき財務諸表又は投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の適用を受ける投資法人が作成すべき財務諸表については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　［略］ ２　［略］ ３　前二項の規定は、中間連結会計期間に係る第二種中間連結財務諸表につき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二百九十三条において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「第八条の三」とあるのは「第百九十二条」と読み替えるものとする。 ４　第一項及び第二項の規定は、中間連結会計期間に係る第一種中間連結財務諸表につき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第百八十一条において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「第八条の三」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** （経過措置） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前二項の規定は、中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につき、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）第七十条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二」と読み替えるものとする。 ４　第一項及び第二項の規定は、連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表につき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）第八十三条の五において新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二項中「場合」とあるのは「場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第六十九条の五第四項の規定を適用している場合を除く。）」と、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三」とあるのは「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融庁組織規則の一部改正）

第三十一条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官等） **第八条**　［略］ ［２～５　略］ ６　国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。	（企画官等） **第八条**　［同上］ ［２～５　同上］ ６　国際会計調整官は、命を受けて、企業開示課の所掌事務のうち国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条に規定する国際会計基準をいう。）に係る調整に関する事務に従事する。

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次に掲げる規定中「わからない」を「分からない」に、「、半期報告書（」を「又は半期報告書（」に改め、「又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）」を削り、「わからず」を「分からず」に、「、半期報告書又は四半期報告書」を「又は半期報告書」に改める。

一　別紙様式第一記入要領12
二　別紙様式第二記入要領９
三　別紙様式第七の二記入要領８
四　別紙様式第七の三記入要領５
五　別紙様式第七の四記入要領９
六　別紙様式第十一記入要領11
七　別紙様式第十七の二記入要領９
八　別紙様式第十七の三記入要領５
九　別紙様式第十七の四記入要領９
十　別紙様式第十九記入要領12
十一　別紙様式第二十二の二記入要領10

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係るこの命令による改正後の本則各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府、財務省、経済産業省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ６　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 ７　［略］ 第１　第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　略］ ６　自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ ６．遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。）又は修正再表示（同条第53項	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 中　間　業　務　報　告　書 第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで） 株式会社　商工組合中央金庫 年　月　日 殿 住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ６　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下６において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。 ７　［同左］ 第１　第　　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書 ［１～５　同左］ ６　［同左］ 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ ６．遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表

に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　略］

(15)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(17)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　略］

［２～４　略］

第３　［略］

第４　第　期中　（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

８　［略］

［第５～第７　略］

示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

(7)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　同左］

(15)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

(17)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　同左］

［２～４　同左］

第３　［同左］

第４　第　期中　（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

８　［同左］

［第５～第７　同左］

別紙様式第３号（第81条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　　月　　日

殿

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［略］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１・２　略］

３　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［表略］

（記載上の注意）

［１．～５．　略］

６．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［略］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［略］

別紙様式第３号（第81条第３項関係）

（日本産業規格Ａ４）

中　間　連　結　業　務　報　告　書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

株式会社　商工組合中央金庫

年　　月　　日

殿

住　　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役　氏　　名

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　商工組合中央金庫が上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下５において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である場合にあっては、この様式中、第２　中間貸借対照表、第３　中間損益計算書、第４　中間株主資本等変動計算書、第５　中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

６　［同左］

第１（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）中間事業概況書

［１・２　同左］

３　［同左］

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

［同左］

（記載上の注意）

［１．～５．　同左］

６．遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

［同左］

〔連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率〕

［同左］

第２　中間連結財務諸表

１　［略］

２　（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　略］

(13)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

(14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

(15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

［(16)・(17)　略］

［２～５　略］

３　［略］

４　（年　月　日から／年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。

７　［略］

５　［略］

第２　中間連結財務諸表

１　［同左］

２　（　年　月　日現在）中間連結貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　同左］

(13)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項

(14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項

(15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

［(16)・(17)　同左］

［２～５　同左］

３　［同左］

４　（年　月　日から／年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。

７　［同左］

５　［同左］

別紙様式第５号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［略］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　略］

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　略］

⑯　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

⑱　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　略］

［２～４　略］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

別紙様式第５号（第82条第１項及び第６項関係）

第１　第　期　中　間　決　算　公　告

年　月　日

住　所
株式会社　商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

中間貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷・⑸　同左］

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［⑻～⑮　同左］

⑯　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

⑰　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

⑱　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［⑲・⑳　同左］

［２～４　同左］

中間損益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

別紙様式第７号（第82条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期中間決算公告

年　　月　　日

住　　所
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(13)　略］

(14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項

(15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項

(16)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項

［(17)・(18)　略］

［３～６　略］

中間連結損益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

［略］

別紙様式第７号（第82条第２項及び第６項関係）

第１　　第　　期中間決算公告

年　　月　　日

住　　所
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役又は代表執行役　氏　　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(13)　同左］

(14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項

(15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項

(16)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

［(17)・(18)　同左］

［３～６　同左］

中間連結損益計算書（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

［同左］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［略］

第２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第九十五条の五**　令第五条第二項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める他の法人等の意思決定機関を支配している法人等は、次の各号に掲げる受信者連結基準法人等（同項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。） 二　［略］ 2　［略］	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第九十五条の五**　［同上］ 一　前条第一号に掲げる者（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うことができるとされる同条の指定国際会計基準特定会社のうち当該基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際基準に従うことができるとされる同条の修正国際基準特定会社のうち当該基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができるとされる連結財務諸表提出会社のうち当該用語、様式及び作成方法によるものを除く。）の場合　財務諸表等規則第八条第四項の規定により他の会社等（財務諸表等規則第一条第三項第五号に規定する会社等をいう。以下この項において同じ。）の意思決定機関（財務諸表等規則第八条第三項に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配している連結財務諸表提出会社（財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる連結財務諸表提出会社を除く。） 二　［同上］ 2　［同上］

中間連結損益及び包括利益計算書（　年　月　日から　年　月　日まで）

［同左］

第２　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

2　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係る第二条の規定による改正後の労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第二十九号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等） **第十五条の五**　令第十条第二項第一号の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連	（意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等） **第十五条の五**　［同上］ 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財

結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）

二　［略］

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第十三条の五**　令第十条第二項第一号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。次項第一号及び次条において同じ。）の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。） 二　［略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（意思決定機関等を支配する法人等及び合算関連法人等） **第十三条の五**　［同上］ 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。） 二　［同上］ ２　［同上］

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第三条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第三条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、農水産業協同組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）	（募集事項の通知等を要しない場合） **第三条**　［同上］

改正後	改正前
の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意思決定機関を支配する法人等及び合算親法人等） **第七十一条の五**　令第七条第二項第一号の他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。第一号及び第七十八条第一項において同じ。）を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第三百十二条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第三百十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第三百十六条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。） 二　［略］ 2　［略］	（意思決定機関を支配する法人等及び合算親法人等） **第七十一条の五**　［同上］ 一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。） 二　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

2　この命令の施行の日前に金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により提出された四半期報告書（同条第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）及び改正法附則第二条第一項の規定により同日以後に提出される四半期報告書に係る第三条の規定による改正後の農水産業協同組合の優先出資に関する命令第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

省　令

○財務省令第七号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

財務大臣　鈴木　俊一

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第５条関係） 第　　期中間決算 （略） 第１号様式 中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［表略］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［⑴～⑵　略］ ⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［⑷～⑸　略］ ⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項 ⑺　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項 ［⑻～⑭　略］ ⑮　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項 ⑯　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項 ⑰　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項 ［⑱～⑲　略］ ［２～４　略］	**別表第二**（第５条関係） 第　　期中間決算 （略） 第１号様式 中間貸借対照表（　　年　　月　　日現在） ［同左］ （記載上の注意） １　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 ［⑴～⑵　同左］ ⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。） ［⑷～⑸　略］ ⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項 ⑺　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項 ［⑻～⑭　同左］ ⑮　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項 ⑯　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項 ⑰　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項 ［⑱～⑲　同左］ ［２～４　同左］

別表第二（第５条関係）

（略）

第３号様式

第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

８　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第27項に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

別表第二（第５条関係）

（略）

第３号様式

第　　期中（　年　月　日から
　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

８　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）又は当該事業年度の前事業年度における企業結合（同条第14号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

別表第四（第５条関係）

第　　期中間決算

（略）

第１号様式

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

［１　略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑵　略］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑸　略］

⑹　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第210条に規定する有価証券に関する事項

別表第四（第５条関係）

第　　期中間決算

（略）

第１号様式

中間連結貸借対照表（　年　月　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

［１　同左］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴～⑵　同左］

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［⑷～⑸　同左］

⑹　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条に規定する有価証券に関する事項

［(7)～(12)　略］ (13)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第212条及び第213条に規定するストック・オプションに関する事項 (14)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条に規定する企業結合に関する事項 (15)　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第217条、第218条及び第221条に規定する事業分離に関する事項 ［(16)～(17)　略］ ［３～５　略］	［(7)～(12)　同左］ (13)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の２及び第17条の３に規定するストック・オプションに関する事項 (14)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の４から第17条の７まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の３及び第62条の３に規定する企業結合に関する事項 (15)　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の８、第17条の９及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項 ［(16)～(17)　同左］ ［３～５　同左］
別表第四（第５条関係） （略） 第３号様式 （　年　月　日から 　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書 ［表略］ （記載上の注意） ［１～５　略］ ６　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第23号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。	**別表第四**（第５条関係） （略） 第３号様式 （　年　月　日から 　年　月　日まで）中間連結株主資本等変動計算書 ［同左］ （記載上の注意） ［１～５　同左］ ６　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第78条から第81条までの規定に従い注記すること。 ７　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。）又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合（同条第20号に規定する企業結合をいう。）に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令別表第二第１号様式及び第３号様式並びに別表第四第１号様式及び第３号様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社日本政策投資銀行法第二十一条に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る書類について適用し、施行日前に終了した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。